

スーパー定期貯金<単利型>

1. 商品名	・新規利用者向けスーパー定期貯金
2. ご利用いただける方	次のいずれかの要件を満たす個人の方で、新たな資金をお預け入れいただける方 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中、初めて当JAとお取引きされる方。 ・期間中、JAカード会員に入会される方。 ・期間中、年金友の会に入会される方。 ・期間中、当組合の組合員に新規加入される方。
3. 期間	・定型方式1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなり、キャンペーン定期貯金ではない「スーパー定期貯金<単利型>」としての継続となります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入（ATMからのお預入れは対象外となります。） ・50万円以上500万円以下（お1人さま500万円まで） ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金<単利型>（期間1年）の店頭表示金利の利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・2.0.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または信用部金融課（電話：0493-23-4684）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	・募集総額：20億円 ・取扱期間：令和2年7月1日（水）～募集総額到達日 ※ただし、令和2年8月31日（月）までとさせていただきます。 ・特典：本定期貯金ご契約額100万円毎に500円の「農協全国商品券」をプレゼントいたします。 ・中途解約：原則として、満期前は解約できません。やむを得ず満期前に中途解約するときは、農協全国商品券または農協全国商品券相当額をご返却いただきます。 また、JAネットバンクでの解約はできません。